

県立保土ヶ谷公園 消費税引き上げに伴う施設利用料金の改定について

区 分		単 位	新料金 (令和元年10月1日～) ※赤字は改定する料金	現行料金 (～令和元年9月30日)	
硬式野球場	入場料を徴収する場合		1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が36,590円未満のときは、36,590円とする。	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が35,930円未満のときは、35,930円とする。
	入場料を徴収しない場合		1時間	3,610円	3,550円
硬式野球場附属施設	照明設備	全部を点灯する場合	同	14,510円	14,250円
		2分の1を点灯する場合	同	7,250円	7,120円
		3分の1を点灯する場合	同	4,830円	4,750円
	スコアボード		同	950円	940円
	放送設備		同	710円	700円
	屋内練習場（硬式野球場と併用）		1面1時間	470円	470円
	審判員室		1時間	710円	700円
	役員室		同	710円	700円
	本部室		同	710円	700円
	特別控室		同	710円	700円
	会議室	硬式野球場と併せて使用する 場合	同	710円	700円
硬式野球場と併せて使用する 場合以外の場合		同	1,420円	1,400円	
軟式野球場		1面1時間	1,070円	1,060円	
少年野球場		同	470円	470円	
テニスコート		同	710円	700円	
サッカー場	入場料を徴収する場合		1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が110,000円未満のときは、110,000円とする。	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が108,000円未満のときは、108,000円とする。
	入場料を徴収しない場合		1時間	11,000円	10,800円
ラグビー場	入場料を徴収する場合		1日	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が110,000円未満のときは、110,000円とする。	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が108,000円未満のときは、108,000円とする。
	入場料を徴収しない場合	全 面	1時間	11,000円	10,800円
		半 面	同	5,500円	5,400円
4分の1面		同	2,750円	2,700円	
プール		1人1回	大人（中学生以上の者） 310円 小人（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）以下の者） 110円	大人（中学生以上の者） 310円 小人（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）以下の者） 110円	
体育館	卓球室		1面1時間	340円	340円
	運動室	全 面	1時間	1,230円	1,210円
		半 面	同	610円	600円
	運動室照明設備	全 面	同	270円	270円
半 面		同	130円	130円	